

## 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令

### 1. 案内情報

- 手続名 : 外航船舶運航実績報告書の提出  
手続根拠 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第3条  
手続対象者 : 外航船舶運航事業を営む者  
提出時期 : 翌々月の末日まで  
提出方法 : 報告書を作成し、国土交通省海事局外航課へ提出して下さい。  
手数料 : なし  
添付書類・部数 : 特になし  
申請書様式 : 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令第2号様式参照  
([http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr2\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr2_000003.html))  
記載要領・記載例 : 国土交通省海事局外航課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- 提出先 : 国土交通省海事局外航課  
03 - 5253 - 8111 (内線43 - 956)  
受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。  
相談窓口 : 国土交通省海事局外航課

### 3. 手続情報

- 審査基準 : 特になし  
標準処理期間 : 特になし  
不服申立方法 : 特になし